

文部科学省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
																団体名
20	B	地方に対する規制緩和	産業振興	電源立地地域対策交付金の申請事務の簡素化	複数の事業を一括で記載できる様式で申請できることなど申請書類の簡素化すること。また、当初の事業目的を達成でき、30%を超えない変更であれば、国への協議を不要とするなど軽微な変更の範囲を見直すこと。	複数の事業を実施する場合、すべての事業に押印の必要な交付申請書を作成しなければならないことや事業ごとに申請書及び計画書が必要なため、膨大な紙資料の提出を行っている現状である。また、事業ごとに独立した申請書を作成するため、個別の発番をとる必要があり、事務負担である。現在は、個別事業について主務大臣の審査、決定を受けているが、審査に時間を要することが多く、事務に支障をきたしている。変更の協議においても同様で、軽微な変更において、他の補助金では変更協議を要しない額の変更にも市の財産(市道、公園)の整備に関する各府省への協議については必要なものに限ること。	個別事業の審査時間、資料作成時間が省略できることから、事務効率の改善を図ることができ、対象地域での速やかな事業の実施が可能となる。	電源立地地域対策交付金規則第17条、18条、19条	文部科学省、経済産業省	南砺市		岩手県、京都市、兵庫県、大分県、宮崎県、宮崎市	<p>○複数の事業を実施する場合に、すべての事業に押印の必要な交付申請書を作成しなければならない、また、膨大な紙資料の提出を行わなければならない。また、事業ごとに申請書を作成するため、個別の発番をとる必要があり、事務負担となっている。</p> <p>○当県においては、各市町村から提出された申請書をもとに、事業開始月毎に経済産業省用に新たに申請書を作成し、その都度押印に手間や膨大な紙資料作成を強いられている。特に、全国でコロナ感染拡大防止のために在宅勤務体制となる中、交付申請書の押印のために出勤をせざるを得ないなど、事務手続きにおいて負担が大きいものとなった。また、申請前には、経済産業省以外が所管する公共施設整備については、所管庁の協議も各県で個別に必要となっており、協議先が増えるほか、申請書とは別に協議用の資料作成が必要となるなど、時間や手間が掛かっている。</p> <p>○申請書類や計画書、報告書等の資料が膨大となっており、かつ紙資料での提出となっていることから、業務効率化やペーパーレス化の流れに逆行している状況も課題である。</p> <p>○複数の事業を実施する場合、すべての事業に押印の必要な交付申請書を作成しなければならないことや事業ごとに申請書及び計画書が必要なため、膨大な紙資料の提出を行っている現状である。</p> <p>○実績報告書の提出にあたり、その添付書類として、支出決定書の写し、契約書の写し、出勤簿の写し、光熱費にかかる証憑書類など、1つの支出に対して膨大な資料が求められており、その複写やチェックに多大な時間と労力を要している。</p>	電源立地地域対策交付金は電源立地地域対策交付金交付規則(平成16年2月6日文部科学省・経済産業省告示第2号)においてこの様式を定めており、一の申請書で複数の事業の申請を行うことを可能としている。当初の事業目的を達成でき、軽微な変更として「電源立地地域対策交付金の運用について(通達)(16文科開第951号 平成16・09・24資庁第3号)」においても国の承認を不要としている。市の財産(市道、公園等)の整備に関する各府省への協議の取扱いについては、関係省庁との取り決めにより実施しているため、当該関係省庁と確認・相談してまいりたい。	関係府省からの1次回答であった、一の申請書で複数の事業の申請を行うことができる運用については了知した。しかしながら、当該以外の6団体においても、同様の押印事務及び添付資料の添付量が支障として挙がっていることから、関係府省が運用の周知及び活用を促進することで申請事務の軽減を図ることができると考えている。また、個別事業ごとに提出する膨大な紙資料の作成事務については、審査内容の精査(必要な資料の精査、協議先の精査、申請のオンライン化等)を進めることで軽減が可能であることから、あわせて検討をお願いしたい。「書面・押印・対面」の見直し政府全体で進められている現状において、速やかに実現すべきものと考えている(令和2年7月17日閣議決定「規制改革実施計画」62頁より)。	上記の精査は、同種の事業を行う国土交通省事業 社会資本整備総合交付金の運用を参考とすることで実現が可能と考えている。
28	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し	保育所の設置基準では、保育所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を屋外遊技場とみなしてよいこととされ代わるべき場所を園庭として設ける位置に設けることが原則とされている。既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しようとする際、狭小地においては、同一敷地内や隣接地に園庭を設置することが困難な立地条件の施設もある。本市の支障事例は、幼保の徒歩園内に公園があるにも関わらず、一時的に民間駐車場を園庭として有償で借上げ、設置認可のために借地権を設定するなど、こども園設置者にとって大きな負担となっており、何より、子供たちの身体づくりに影響を与える規定になっている。	幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しやすくなり、地域の保育定員の増加につながる。施設改修時においても、施設設置者の負担軽減と子供たちの健やかな成長を守ることができる。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて	内閣府、文部科学省、厚生労働省	藤枝市		川崎市、新潟市、浜松市、豊橋市、稲沢市、徳島県、愛媛県、松山市、宇和島市、長崎市、大分県、指宿市	<p>○施設改修時に隣接地等がないため、仮設園舎と園庭面積を確保できる用地を探す必要が出ており、改修時の基準緩和が必要である。</p> <p>○既存の民間保育所が令和2年度に幼保連携型認定こども園へ移行を希望したが、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けられるべき園庭面積が幼保連携型認定こども園の認可基準に対して不足していたため、保育所型認定こども園に移行した事例がある。</p> <p>○当市においては、保育所から幼保連携型認定こども園への移行を希望した場合において、園庭に関する基準を満たすことができず保育所型認定こども園を選択せざるを得ないケースが生じている。</p> <p>○市街地の幼保連携型認定こども園について、老朽化のため近隣地への移転を検討しているが、園舎と同一敷地内または隣接する位置への園庭の設置が原則とされているものの、市街地ということもあり、園庭の面積も含めた土地の確保が難しい。</p>	幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向け、遊びのイメージに屋内外と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に入出できる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。一方で、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合、園庭の面積基準の「満2歳児の園庭数×3.3㎡」分の面積は、安全に移動できる場所であることなど一定の要件を満たせば、必ずしも園舎と同一の敷地内または隣接する位置にない場所(近隣の公園でも可)の面積を園庭の面積として算入することができるという。しかしながら、藤枝市のご提案は、移行特例の「満2歳児の園庭数×3.3㎡」分の面積のみならず満3〜5歳児に係る園庭の面積についても、さらには、新設の場合の園庭の面積についても、基準を見直し、園舎と同一の敷地内または隣接する位置にない場所(近隣の公園でも可)の面積を園庭の面積として算入することができるようにすることを求めているものである。園庭の位置及び面積については幼児教育の根本に関わる重要なものでもあり、その要件を緩和することは、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねず、要件緩和により幼児教育としての質の確保を担保できなくなるおそれがあることから、ご提案を採用することは困難である。	当市では、幼児教育と保育を一体的かつ総合的に行う施設として、積極的に幼稚園の認定こども園化に取り組んでいる。当市の提案は、保護者の仕事と育児の両立支援による待機児童ゼロの維持に向けた幼保連携型認定こども園への移行促進を図るために、付近の公園等も園庭とみなすことを求めるものであるが、園庭の教育的役割の重要性については、当市も十分に理解しているところである。幼保連携型認定こども園は、幼児教育としての機能に加え保育所機能も有する施設であり、同一の敷地内にある園庭と公園等を、子どもの年齢や教育・保育の目的に合わせて併用して活用することは、幼児教育と保育の一体的推進を促すものであると考えている。また、公園等においても遊びを通じた学びは可能であり、徒歩圏内の公園への移動が学びに支障を及ぼすことはないと考えられる。更には、地域住民との交流による学びなど2次的な教育効果も期待できるため、安全性等が担保されれば、公園等も教育的役割は十分果たせるものと認識している。なお、当市の一部の保育所では、付近の公園等を屋外遊戯場とみなして認可されている園もあり、そのような状況においても子ども達はのびのびと活動しており、幼児教育・保育の質も十分に確保されていると認識している。当市の提案は、移行特例の見直しにどまるものではないが、移行特例の条件(満2歳の園児に係る園庭の面積に限り算入が可能)は限定的であり、幼稚園から同じ定員で移行する場合、園舎面積が確保し園庭面積が減少するなど移行に支障が生じるため、園庭の面積算入に関して、少なくとも移行の際不足する面積については、公園等も算入することができるよう求めるものである。		

文部科学省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容	措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	対応方針の措置(検討)状況	今後の予定
見解				<p>電源立地地域対策交付金は、国から地方自治体(都道府県、市町村)への直接交付と、国から都道府県を経由し市町村へ交付する間接交付が併存する制度です。提案のありました申請書類への押印については、国に提出する各種申請書類等(交付規則等で提出することとされている申請書類等をいた)。の取扱いについて検討してまいります。</p> <p>また、直接交付と間接交付が併存する制度であることから、いずれの場合においても、複数事業の一括申請や経費な変更の運用等、交付金事務の運用について適切な対応がとられるよう、事務委任している経済産業局及び地方自治体への周知徹底を図ることいたします。</p> <p>市の財産(市道、公園等)の整備に関する各省庁への協議の取扱いについて、農林水産省協議は廃止いたしました。国土交通省協議は、今後、一部書類の簡素化等を検討してまいります。</p>	<p>5【文部科学省】</p> <p>(13)電源立地地域対策交付金</p> <p>(i)交付事業に他府省の所管する事業が含まれる場合の事前協議については、以下の措置を講ずる。</p> <p>・農林水産省への事前協議を廃止する。</p> <p>[措置済み(令和2年9月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)]</p> <p>・国土交通省への事前協議については、協議手続の効率化及び迅速化を図るため、令和3年度の申請に関するものから、申請書類等の提出書類を簡素化するとともに、電子的な手段による提出を可能とし、地方公共団体に通知する。</p> <p>(ii)申請方法については、複数事業の申請を一括で行うことが可能であることを、地方公共団体に改めて通知する。</p> <p>[措置済み(令和2年10月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)]</p> <p>(iii)当該交付金事業の経費な変更については、主務大臣の承認が不要であることを、経済産業局に改めて通知する。</p> <p>[措置済み(令和2年10月30日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)]</p> <p>(iv)各種申請書類等については、令和2年度中に電源立地地域対策交付金交付規則(平16文部科学省、経済産業省告示2)を改正し、公印の押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とする。</p> <p>(関係府省：経済産業省)</p>	<p>(i)通知</p> <p>(ii)通知</p> <p>(iii)通知</p> <p>(iv)告示</p>	<p>(i)令和2年9月15日通知、令和3年2月26日通知</p> <p>(ii)令和2年10月15日通知</p> <p>(iii)令和2年10月30日通知</p> <p>(iv)令和3年3月31日告示</p>	<p>これまでの措置(検討)状況</p> <p>(i)農林水産省への事前協議を廃止した。[令和2年9月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡]</p> <p>国土交通省への事前協議については、令和3年度から、申請書類等の提出書類を簡素化するとともに、電子的な手段による協議資料の提出を可能とした。[令和3年2月26日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡]</p> <p>(ii)申請方法については、複数事業の申請を一括で行うことが可能であることを、地方公共団体に改めて通知した。[令和2年10月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡]</p> <p>(iii)当該交付金事業の経費な変更については、主務大臣の承認が不要であることを、経済産業局に改めて通知した。[令和2年10月30日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡]</p> <p>(iv)各種申請書類等については、交付規則を改正し、公印の押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とした。[電源立地地域対策交付金交付規則(令和3年3月31日文部科学省経済産業省告示第2号)]</p>	今後の予定
		<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。</p> <p>なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準などを地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p>	<p>○園庭は園舎と一体的に設置され、かつ現行の面積基準を満たすものでなければならないという理由について、合理的な説明をいただきたい。</p> <p>○近隣の公園等代替地も含めて必要な園庭の面積が確保されれば質の確保は可能ではないか。現在の園庭の基準についても柔軟な運用を検討いただきたい。</p> <p>○幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しようとする際に、新たな施設の整備等に伴い園庭の拡張が必要になる場合もあるが、特に市街地など土地の確保が困難な地域においては対応が難しいことから、園庭の基準を緩和すべきではないか。</p>	<p>幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向け、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室から自由に出入りできるよう、園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。仮に園舎と同一の敷地内又は隣接する位置にない場所を園庭の代替地とした場合は、物理的に上述のような教育機能を担保することが困難となり、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねない。このように、園舎、園庭、保育室の全体的な空間構成が幼児教育の根本に関わる重要な意味を持っていることを御理解いただきたい。</p> <p>また、園庭の設置・面積については、園舎と同一の敷地内または隣接する位置に存する建物の屋上についても、地上の園庭と同様の環境が確保されているなど一定の要件を満たした場合には、園庭としての必要面積に算入することができるほか、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、園庭の面積基準の「満2歳児の園児数×3.3㎡」分の面積は、安全に移動できる場所であることなど一定の要件を満たせば、必ずしも園舎と同一の敷地内又は隣接する位置にない場所(近隣の公園でも可)の面積を園庭の面積として算入することができるとする移行特例を設けている。提案団体によれば、移行を計画している施設については、園舎・設備及び園庭並びに定員設定等の整備計画の詳細はまだ決まっておらず、現段階では不足する見込み面積を算出することは難しい状況とされていることだが、まずはこうした制度を活用しつつ、園庭面積を確保可能な園舎の設計・設置(既存園舎の活用を含む)や、確保できる面積に応じた年齢ごとの定員設定等を検討していただきたい。</p> <p>一方で、御意見を踏まえ、提案団体のケースのように、幼保連携型認定こども園への移行の際の園舎建て替え時期に一時的に園庭に関する基準を満たさない状況が生じた場合に、幼保連携型認定こども園における教育・保育の実施に支障がない範囲において基準の柔軟な取り扱いが可能かどうかを検討を行ってまいります。</p>	<p>5【文部科学省】</p> <p>(7)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)</p> <p>(ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち園庭面積に係る基準(同令6条7項)については、幼稚園等から幼保連携型認定こども園への移行や施設の新築等に伴う園舎の建て替えなどの施設整備により、当該施設整備に係る期間において当該基準を満たせない場合、幼保連携型認定こども園の設置等の認可権者である地方公共団体が、教育・保育の内容等を確認した上で、一時的な園庭面積の不足についてやむを得ないものとして取り扱うことが可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p> <p>(関係府省：内閣府、厚生労働省)</p>	通知	令和3年2月1日	<p>「『幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて』の一部改正について」(令和3年1月29日付け府子本第48号/2文科初第1565号/子発0129第1号)</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係府省)	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名		支障事例	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
											団体名	支障事例				
32	B	地方に 対する規制 緩和	医療・福 祉	幼稚園、保 育所等及び 認定こども 園により異 なる処遇改 善等加算Ⅱ に係る研修 受講要件等 の見直し	施設型給付費等に係る 処遇改善加算Ⅱに係る 研修受講要件について、 新型コロナウイルスの 影響を考慮し研修受 講必須化年度の延期及 び研修受講ではなくレ ポート提出での代替を認 めるなどの研修方法の 多様化を行うこと。 また、園内研修等の内 容及び時間の確認事務 について都道府県の事 務負担が増えない形で の全国統一のスキーム 及び標準様式の提示並 びに他県での研修の取 扱いを明確化、統一化 するとともに、全国の幼 稚園や保育施設を対象 としたスキルアップ研修 等について集約し、加算 要件に該当するものにつ いて各自自治体情報 提供すること。	研修に係る要件については、令和4年度を目途に必須化 を目指すこととされているが、新型コロナウイルスの影響で すくなく、計画的な研修の受講が行える。また都 道府県における事務負担が減り、当該事業の効率 的な実施が図られる。	児童福祉施設の 設備及び運営に 関する基準第7条 の2第1項、第2 項、保育士等キャ リアアップ研修ガ イドライン2・3 (1)、3(3)、施設 型給付費等に係 る処遇改善等加 算Ⅱに係る研修 受講要件について (令和元年6月24 日付け内閣府・文 部科学省・厚生労 働省通知)	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	大阪府		宮城県、秋 田県、福島 県、茨城 県、前橋 市、高崎 市、川越 市、川口 市、神奈川 県、川崎 市、新潟 県、新潟 市、山梨 県、長野 県、浜松 市、名古屋 市、豊橋 市、京都 市、兵庫 県、鳥取 県、松江 市、徳島 県、愛媛 県、松山 市、久留米 県、宮崎県	○当県においても、新型コロナウイルスの影響により、今年度は実施体制が縮小され、受講者も例年よ り限定される見通しである。今後、感染防止対策を講じた上での通常保育は保育従事者の負担も増え、 研修受講自体も大きな負担となってくる。 キャリアアップ受講申請前の、園内研修実施による研修受講免除の確認、加算認定時の免許状更新 講習の受講確認など、行政サイドも膨大な事務負担となってくる。 園内研修によるキャリアアップ研修の一部が受講免除となることは、研修実施主体の立場からは各分 野15時間を想定した一連の研修構成からも問題があると感じる。 処遇改善加算を前提とした研修等の受講要件そのものを見直しなれば、研修の実施主体及び保育 従事者にとって大きな負担となってくる。 ○現在、当該加算に関して経過措置となっているキャリアアップ研修等の修了について、修了が必須化 となる2022年度に向けて、1分野15時間以上の研修修了が施設、事業所に大きく負担となることが想定 される。例えば10年に1度の受講が必要な幼稚園教諭更新講習でも30時間であり15時間以上は保育士 にとつてかなりの負担となり、保育士不足の中、研修受講中の代替保育士の配置の負担が大きく研修 時間の確保が困難であると考えられる。 ○当市でも、令和4年度の研修必須化に向けて、保育士等が最大60時間研修に参加することは現実難 しいとの意見が寄せられている。新型コロナウイルスの影響や、全国的な保育士不足などを踏まえ、必 須化時期に延長及び研修受講に準じた方策を検討していただきたい。 ○処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件の取扱いについては、県及び他市と同じような取扱いで、確 認作業が行えるよう準備している。新型コロナウイルスの影響で、研修要件の主となるキャリアアップ研 修の実施が停滞しており、今後の開催も予定どおりに実施できるか懸念され、2022年度からの研修要 件の必須化は、延期されるべきである。 ○処遇改善等加算Ⅱにおける研修要件について、新型コロナウイルスの影響で受講の促進が図れない こと、また、平時の受講状況等を鑑みても研修の定員超過等により研修受講を希望する全ての職員が 受講できていない事例が多数報告されている。これらを考慮し、研修受講必須化年度の延期及び研修 方法の多様化等の検討を求める。 また、都道府県、中核市等において園内研修等の確認事務を行うにあたって、現時点で明確な研修内 容の取扱等が示されておらず、認定基準が各自自治体によって相違がある等支障が生じているため全国 統一の基準、標準様式等の提示を求める。 ○当県においても、今年度は新型コロナウイルスの影響による研修定員の大幅な減員により、保育所、 認定こども園等の職員の計画的な受講に支障が生じている。 園内研修等を都道府県において確認する行為は、膨大な事務負担となることが想定される。また、全国 の幼稚園や認定こども園を対象とした研修を実施する機関より、各自自治体へ実施主体の認定の申請が なされている。当県でも、内容の確認、認定を行うに当たり、他自治体と認定結果に差異がないよう確 認、調整作業が必要となっており、非効率が生じている。 ○新型コロナウイルス感染拡大に伴う研修開催の見送りにより、当市の認定こども園、保育所等の職員 にも計画的な研修受講に影響が見られていることから、研修受講必須化年度の延期及び研修方法の多 様化を要望する。	(1) 研修要件の必須化年度の延期について 処遇改善等加算Ⅱの加算要件のうち、研修修了要件については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善 等加算Ⅱについて(平成27年5月31日自内閣府子ども子育て 本部統括官(ほか通知)において、「研修に係る要件については、 令和3年度までの間は適用を猶予し、令和4年度を目途に、職 員の研修の受講状況を踏まえ必須化を目指す」としていること ではあるが、必須化の開始については、対象職員の実際の研 修の受講状況も踏まえながら、検討を行ってまいりたい。 (2) レポートによる受講の代替等について ①幼稚園について 幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修は、幼稚園教諭が教 育・保育の質を高めるための知識、技能の向上を目的とするも のであり、レポートの提出のみをもって研修受講を代替すること は難しいのではないかと考える。 ②保育所について 保育士等キャリアアップ研修については、保育所の役割が多様 化・複雑化する中で、保育士の専門性の向上を図る観点から実 施しており、研修修了の評価は研修受講の他レポートを提出さ せるなどし、研修内容に関する知識や技能等の確認を行っている。 このため、レポート提出での代替は難しいと考える。研修 受講の質を高めるための知識、技能の向上を目的とするも のであり、レポートの提出のみをもって研修受講を代替すること は難しいのではないかと考える。 (3) 園内研修の確認事務の統一化・明確化について ①幼稚園について 幼稚園における園内研修を処遇改善等加算Ⅱに係る研修とし て認める際の要件等の取扱いについては、「施設型給付費等に係 る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6 月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)において明 確にお示ししているところである。また、幼稚園等における園 内研修に係る認定の申請様式については、「施設型給付費等に係 る処遇改善等加算Ⅱに係る研修(幼稚園・認定こども園)に係 る認定等に係る申請書類の統一様式について」(令和元年 11月11日付け内閣府・文部科学省事務連絡)に既に統一様 式をお示ししているところである。 ②保育所について 保育所等における園内研修を処遇改善等加算Ⅱに係る研修と して認める際の要件等の取扱いについては、「施設型給付費等 に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元 年6月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)におい て明確にお示ししているところである。園内研修の確認に係る標 準様式については、今年度中にお示しできるよう検討を行ってま いりたい。 (4) 他県で行われている研修および全国園で行われている研修 の取扱いについて ①幼稚園について 幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修については、加算認 定自治体が研修の実施主体を認定するという現行の仕組みを 引き続き活用しつつ、事務負担軽減の方策として、各加算認 定自治体における研修実施団体の認定状況の定期的な集約や 情報提供のあり方について、加算認定自治体の実務上の課題 も踏まえながら、今後検討してまいりたい。 ②保育所について 保育士等キャリアアップ研修については、都道府県間で本人の 同意を得た上で研修修了の情報を共有できる取組も取組んで いる。研修修了者の情報は研修修了者の同意に基づき、当該リ アアップ研修の研修修了者の情報を都道府県間で共有するこ とで、十分に対応できるものと考えている。	(1) コロナにより昨年度末より軒並み開催自粛又は中止しており、 計画的に受講している保育士が、研修機会がなく受講できな い現状である。コロナに係る影響期間が、必須化年度の延期 を認められたい。 (2) 「オンライン」等方法を示しているところがあるが、オンライン研 修を実施した場合、当該都道府県の研修を全国の保育士が受 講可能な一方で、不正防止策の実施や当該都道府県以外の 保育士の研修修了状況の管理を要するなど、過度の負担が 生じる。オンラインに適した制度構築を行っていただきたい。 (3) 施設毎に研修内容や講師、研修時間が異なり、特に保育所 等の研修は、ガイドラインに沿っているか、個別の確認を要する ため、都道府県にとつても申請園にとつても負担である。この ため、標準的な様式に加え、園内研修として認められる講義内容 や講師の要件の例示など、確認作業における判断基準を示さ されたい。また1分野15時間の研修時間について、ガイドライン では研修内容毎の時間配分は示されておらず、園内研修により短 縮する最大4時間と残り11時間の研修内容の整合についても考 え方や基準を示していただきたい。 (4) オンライン研修が全国的に進めば、加算認定にあたり全国の 自治体に個別に研修受講情報を照会・回答することにより膨 大な事務となる。研修受講の必須化に向け、研修受講状況を全 国で簡便に情報共有できる仕組みの構築と共有の具体的方法 を明示していただきたい。また全国の幼稚園や保育施設を対象に研 修を実施している機関において、都道府県毎に指定等を行うこ とは効率性に乏しく、実施機関としても複数の都道府県に指定 等申請を要し負担であるため、園においてキャリアアップ研修実 施機関として指定及び都道府県への情報の共有等を行って いただきたい。	有	
71	A	権限移 譲	教育・文 化	教職員の人 事について 38条の内申 に係る事務 を教育長に 一部委譲	地方教育行政の組織及 び運営に関する法律第 38条の「市町村教育委 員会の内申に係る事務 を教育長へ委任(内部 委任)することができる かどうかを通知等により 明確化する。	教育委員会の職務権限について、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第21条(教育委員会の職務権限) 第1項第3号に「教育委員会及び教育委員会の所管に属す る学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に 関すること」と規定されている。また、同法第25条第1項 の規定により、その権限に属する部分の一部を教育長へ委 任することができるが、「教育委員会及び教育委員会の所 管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の 人事に関すること」については、同法第2項第4号の規定 により教育長へ委任することはできない。 県費負担教職員の人事異動については、同法第38条の 「都道府県教育委員会は、市町村委員会の内申をまて、 県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする」と の規定から、市町村教育委員会は、都道府県教育委員会 が「任免その他の進退」を行うために、内申を行わなくては ならないが、この内申に係る事務が同法第21条第1項第3号 の規定により教育長へ委任、もしくは内部委任することが できるかどうかは法律上定かでない。内申を教育委員会 の議決を経て行う場合、非効率な事例が発生する。 例えば、県費負担教職員が地方公務員法第六節服務に 関する違反をした場合、その「任免その他の進退」を行う ため、市町村教育委員会の議決を経て、都道府県教育委員 会へ内申し、その後、更に都道府県教育委員会の議決 により、「任免その他の進退」が行われている。例えば、他 の市町村から人事異動により転入してきた県費負担教職 員が、異動前の市町村で地方公務員法第六節服務に関 する違反をした場合、異動後の市町村が、同法第43条に よる服務の監督を行うことから、その「任免その他の進退」 を行う内申について、異動後の市町村教育委員会の議決 を経て、異動前の市町村で発生した違反を、異動 後の市町村教育委員会において議論することは妥当性に 欠け、審議が困難であり、非効率な事例が発生している。	内申に係る事務を教育委員会による議決を経ず に行うことができることが明らかになることにより、 非効率な手続きを省略し、教育委員会の効率的 な組織運営が図られる。	地方教育行政の 組織及び運営に 関する法律第25 条第1項第4号	文部科学省	八王子市	福島県、新 潟市、松江 市	—	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「地教行 法」とい。)第25条第2項第4号において「教育委員会及び教 育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免 その他の人事に関する事務は教育長に委任できないこととされて いる。地教行法第38条に定める市町村教育委員会が行う 内申は、県費負担教職員の任免その他の進退に関すること から、「任免その他の人事に関する事務」に該当する。 したがって、市町村教育委員会が行う内申について教育長に委 任することはできない。ただし、第25条第2項は、いわゆる内部 委任まで禁止するものではない。 なお、異動前の市町村における服務違反に係る異動後の市町 村教育委員会の内申については、現服務監督権者である市町 村教育委員会の権限と責任において実施されるものであること から、異動前の市町村教育委員会と十分情報を共有し、適切に 対応していただきたい。	地教行法第38条に定める市町村教育委員会が行う内申は、同 法第25条第2項第4号の「任免その他の人事に関する事務」に 該当するため、教育長に委任することはできないこととされて いる。この規定からいわゆる内部委任(代決や専決)まで禁止 するものではないと法解釈することは困難であることから、こ の旨通知等により明確に示していただきたい。		

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体の見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内 容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【徳島県】 新型コロナウイルスの影響により、保育士等キャリアアップ研修については、予定どおりの実施は困難であり、今後の見通しも立たない状況である。「研修要件必修化」の延期がわからない状況で、研修を実施していかなければならず、研修受講者と研修実施主体の双方に大きな負担となっている。特に、保育現場では感染防止対策による負担が増え、研修受講がさらなる負担となることから、「研修要件必修化」の延期については、今年度の受講状況の把握を待たず即決いただきたい。</p> <p>【久留米市】 (4)①について、幼稚園や認定こども園を対象とした研修を実施する機関から、自治体への実施主体の認定の申請がすたにされ始めるため、早急にご検討いただきたい。</p> <p>【川崎市】 (1) 研修受講要件の必須化について 処遇改善加算Ⅱのうち「副主任保育士等」に係る加算額については、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員数が「1人以上」に緩和されたが、そのほかの分配対象についても研修受講要件を全て求めることになる、要件が厳格であるため利用しづらい制度になってしまうのではないかと考える。研修受講要件については、各施設、副主任保育士等「1人以上」の確保とするなど、当該要件を満たすべき職員について十分な配慮をいただきたい。</p> <p>(2) 園内研修を処遇改善加算Ⅱに係る研修として認めの際の取り扱いについて 「研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると①・②が認める者」とあるが、通常、研修等を行っていない幼稚園教諭等が行う園内研修の内容について、全国の地方自治体が各々の判断で研修内容として適切か否かを判断する為には、国が確認をした教材等の活用を前提とするなど、一定の内容を担保するための方策が必要と考える。</p> <p>(3) 他県または全国圏で行われている研修の取り扱いについて 全国の自治体が同様の組織からそれぞれ申請を受け付ける行為には必要性を感じられない。国がワンストップの窓口となり、情報を公開することで十分に対応できると考える。</p>			<p>○新型コロナウイルスの影響を考慮し、令和4年度からとされている研修の必須化の延期について、早期に判断し明確化するべきではないか。また、1次にアテンドにおいて、eラーニングの更なる活用等について周知していきたい旨の説明があったが、周知する内容や時期について示していただきたい。</p> <p>○都道府県等、事業者、研修受講者の負担を軽減するため、園内研修の認定申請の際の標準様式を定めるとともに、認定される研修内容等の判断基準を示すべきではないか。あわせて、幼稚園教諭免許持者に対する免許状更新講習の認定についても、同様の対応を行うべきではないか。また、研修修了者の情報や都道府県における研修実施機関の認定状況の情報について、都道府県間で円滑に共有するための仕組みを検討いただきたい。</p> <p>(1) 研修要件の必須化年度の延期については、令和2年度内に研修実施状況等について調査を行い、その結果を踏まえて検討の上、令和3年度早期に方針をお示しすることとしたいと考えている。</p> <p>(2) レポートによる受講の代替等について ①幼稚園について 幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修要件等の取扱については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け 内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)」において明確にお示しているところである。 なお、ここでお示した内容を踏まえeラーニング等を活用した研修を実施した場合も加算の対象となることについては、例年の説明会において説明するなど、機会を捉えて明確化していきたいと考えている。 ②保育所について eラーニングの活用に当たっては、通知や平成30年度に実施した「保育士等キャリアアップ研修のeラーニング等による実施方法について」において研究を実施し、お示しているところである。 オンライン研修受講者の不正防止の担保については、ZOOMやSkype等の機能により、本人履修の確認が可能である。むしろ、レポート提出による代替を認めることが不正防止を図ることが困難となるものと考えている。 また、他の自治体在住の保育士の研修受講に関しては、これまでの対面方式による研修においても同様のことはいえるものでもあり、これに比して過度な負担にはならないものと考えている。</p> <p>(3) 園内研修の標準化・統一化・明確化について ①幼稚園について 幼稚園における園内研修に係る認定の申請様式については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修(幼稚園・認定こども園の実施主体の認定等に係る申請書類の統一様式について)」(令和元年11月11日付け内閣府・文部科学省事務連絡)で既にお示しているところであり、また加算に係る研修として認める際の要件等の取扱については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け 内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)」において明確にお示しているところである。 なお、大学等が実施する幼稚園教諭免許持者に対する免許状更新講習については、加算の取得の際に、職員の更新講習の修了証を国がまとめて提出すれば加算に係る研修として認められる仕組みとなっており、加算認定自治体が研修実施主体の認定や研修内容の確認を行う仕組みとはなっていないため、標準様式や判断基準を示す必要はないと考えている。 ②保育所について 園内研修における講義内容や講師の基準については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け 内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)」で示している通りである。 また、御指摘の園内研修により短縮する最大4時間と残り11時間の研修内容の整合についての考え方については、例えば研修実施自治体において、シラバスにおける事項毎に時間数を示すことにより、対応が可能であると思料する。</p> <p>(4) 他県で行われている研修および全国圏で行われている研修の取扱いについて ①幼稚園について 各幼稚園教諭一人ひとりの研修受講状況については、個人情報の取扱いの観点などから全国で情報共有することは難しいが、事務負担軽減の方策として、各加算認定自治体における研修実施団体の認定状況の定期的な集約や情報提供のあり方について、加算認定自治体の実務上の課題も踏まえながら、今後検討してまいりたい。</p> <p>幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修の実施主体の認定にあたっては、研修の各実施主体の実態を把握する必要があることから加算認定自治体が研修の実施主体を認定するという現行の仕組みを取っており、国が研修の実施主体としての指定を行う仕組みとすることは考えていない。</p> <p>②保育所について 保育士のキャリアアップ研修における受講状況の確認については、「保育士等キャリアアップ研修の実施について(平成29年4月1日雇児発免0401第1号)」によりお示している通り、修了した研修が実施された会場の所在地の都道府県以外の都道府県においても効力を有しているとともに、加算認定自治体は申請を行う事業所等から、当該研修を受講した本人に手交された当該研修の修了証の写しを提出させ、他の自治体に照会せずとも、研修の修了を確認することができるため、特段、支障は生じないものと考えている。 また、都道府県間で本人の同意を得た上で研修修了者の情報を共有できる取り扱いもお示しているところであり、研修修了者の同意に基づき、当該キャリアアップ研修の研修修了者の情報を都道府県間で共有することで、十分に対応できるものと考ええる。 また、キャリアアップ研修実施機関としての指定等については、都道府県は子ども・子育て支援法上、都道府県子ども子育て支援事業支援計画において地域の保育士等の確保や資質の向上のために講じる措置に関する事項の策定が求められていることから、国が指定を行うことは適当ではなく、都道府県が指定をすることが適当であると考ええる。</p>	<p>5【文部科学省】 (8) 子ども・子育て支援法(平24法85) (ウ)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27 内閣府告示49)1条35号の5)の要件となっている研修の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するとともに積極的な活用を促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・保育所及び地域型保育事業所(以下この事項において「保育所等」という。)が企画・実施する当該保育所等の職員等に対する研修(以下この事項において「園内研修」という。)については、保育所等が園内研修の認定申請に際し都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・研修実施主体の認定状況等については、地方公共団体に情報提供を行うこととし、その旨を令和2年度中に通知する。 ・保育士等が受講したキャリアアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、地方公共団体に令和2年度中に改め通知する。 ・幼稚園教諭等が受講した研修の修了証の効力については、地方公共団体に令和2年度中に改め通知する。 ・保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるように整理を行い、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・研修受講の必須化の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和3年度の早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：内閣府、厚生労働省)</p>	<p>・通知</p> <p>・通知</p> <p>・通知</p> <p>・通知</p> <p>・通知</p> <p>・通知</p> <p>・通知</p>	<p>・令和3年3月30日、31日付けで通知済</p> <p>・令和3年3月30日付けで通知済</p> <p>・令和3年3月31日付けで通知済</p> <p>・令和3年3月30日付けで通知済</p> <p>・令和3年3月31日付けで通知済</p> <p>・令和3年9月2日付けで通知済</p>	<p>これまで措置(検討)状況</p> <p>・保育所 や 地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)を対象とした保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、各自治体に通知を行い、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化し、また積極的な活用を促した。(令和3年3月30日付け事務連絡「保育士等キャリアアップ研修に係る保育士以外の職員が受講する事が望ましい研修分野およびeラーニング等による研修の実施の促進について」) 幼稚園・認定こども園教諭向けの研修の実施方法については、各自治体に通知を行い、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化し、また積極的な活用を促した。(令和3年3月31日付けFAQ「研修受講要件に係るFAQ」) ・保育所等が企画・実施する当該保育所等の職員等に対する研修(以下この事項において「園内研修」という。)については、保育所等が園内研修の認定申請に際し都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、各自治体に通知した。(令和3年3月30日付け事務連絡「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱの園内研修(保育所等)に係る都道府県への申請書類の標準様式及び保育士等キャリアアップ研修の修了証の効力について」) ・令和3年度より、文部科学省・内閣府において、幼稚園・認定こども園教諭向けの研修の実施主体に関して、各加算認定自治体における認定状況を集約した上で、各加算認定自治体に情報提供を行うこととし、その旨を各自治体に通知した。(令和3年3月31日付けFAQ「研修受講要件に係るFAQ」) ・保育士等が受講したキャリアアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、各自治体に通知した。(令和3年3月30日付け事務連絡「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱの園内研修(保育所等)に係る都道府県への申請書類の標準様式及び保育士等キャリアアップ研修の修了証の効力について」) ・幼稚園・認定こども園教諭が受講した、幼稚園・認定こども園団体等が実施する研修の修了証については、団体等を認定した加算認定自治体内でのみ有効であること、及び、転勤などやむを得ない理由がある場合は、他の加算認定自治体が認定した団体等の研修の修了証を有効とす取扱いを行うことも可能であることを、併せて各自治体に通知した。(令和3年3月31日付けFAQ「研修受講要件に係るFAQ」) ・令和2年度末に研修受講の状況等に関する調査を実施し、令和3年6月18日閣議の子ども子育て会議(57回)において、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和4年度からの研修修了要件の適用は行わず、令和5年度から段階的に適用する旨の研修修了要件の取扱いに関する方針案が了承されたことを踏まえ、9月2日に当該方針を自治体に通知した。 (令和3年9月2日付け通知「施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱに係る研修受講要件について」の一部改正について)</p>		
			提案団体の見解を踏まえ、本件の周知について検討しているところ。		<p>5【文部科学省】 (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 県費負担教職員の任免その他の進退に関する市町村教育委員会の内申(38条)に係る事項については、教育長に委任することができない事務(25条2項4号)に該当するが、同項の規定の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会がその権限と責任において適切に判断した上で、教育長の専決事項とすることは妨げないことを明確化し、都道府県教育委員会等に通知する。 [措置済み(令和2年10月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)]</p>	通知	令和2年10月30日	「市町村委員会の内申に係る事務の委任等について」(令和2年10月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係府省)	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解									
	区分	分野									<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>										見解	補足資料	
											支障事例												
183	B	地方に 対する規制 緩和	医療・福 祉	就学前児童 に対する補助 金の一元化 等	就学前児童に対する補助金の一元化及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。	子ども・子育て支援新制度に基づく保育施設等の運営費は内閣府で一元化されているが、施設整備に係る補助金は、施設種別によって所管省庁が分かれ、単価や交付率の違いが生じるなど統一かつ迅速な対応ができない。加えて、厚生労働省の交付金は、市町村への直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており交付決定日が別々である等、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題があり事務負担が大きくなっている。	児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会		北海道、秋田県、茨城県、栃木県、前橋市、千葉市、千葉市、千葉市、千葉市、神奈川県、山梨県、浜松市、愛知県、豊橋市、京都市、大阪府、茨木市、兵庫県、西宮市、徳島県、愛媛県、西条市、長崎県、熊本市、宮崎県、指宿市、沖縄県	<p>○幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省(保育所等整備交付金)、教育機能部分は文科省(認定こども園施設整備交付金)からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。また、事業費を定員や面積で按分したり、省庁で市償充当率が異なったりと手続きが複雑になっている。</p> <p>○災害時など、被災した施設が認定こども園だった場合、保育所部分は厚生労働省が、幼稚園部分は文部科学省が災害査定に入ることになり、所轄庁が分かれることで手続きが煩雑になる。</p> <p>○同一施設の整備であるにもかかわらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業では、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が遅れ倒しとなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。</p> <p>○施設整備に係る補助は、施設種別によって、所管省庁が分かれ、所管毎の補助制度で補助額を算出しなければならない。</p> <p>特に、認定こども園における補助額の算出において、煩雑な按分計算を求められること、また交付金が統一されていないことにより、各所管で見解が異なる場合、一方の所管では補助対象だが、他方の所管では補助対象外となる場合があり、事務の煩雑化や補助事業者への理解が得られない現状がある。よって、交付金が内閣府等に統一されることにより、事務の効率化や事業者への理解も得られやすくなる。</p> <p>○様式の統一化図られたが、2省への申請は残されており、また対象となる事業に差があり、空調の新設について、厚生労働省の保育所等整備交付金では認められて、文部科学省の認定こども園整備費補助金では認められないという状況があるため、度々事項について、2省庁しなければならない。手続きに時間を要することになる。円滑な事業実施のために判断の統一化を図ることで、課題が解決される。</p> <p>○当市においても保育所、幼稚園、認定こども園等の施設区分において所管省庁との折衝、調整が発生しているが、各省庁の制度ごとに内容や事務手続きが異なっているため、複雑かつ煩雑な事務作業が発生している。</p> <p>○当市では、事前協議の際は、県経由で同じ書類を提出し、一度の申請で済むが、交付申請や実績報告については、左記と同様に別々の所管へ別様式の書類を提出するため、事務負担が非常に大きく、煩雑な手続きを要する。また、幼保連携型認定こども園における整備の場合、特殊付帯工事の取扱(計算方法)が非常に複雑であり、県に照会しながら事務を進めている状況であるため、事務処理に多大な時間を要する。</p> <p>「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」事業にあたるかの判断が厚生労働省と文部科学省で違うケースがあるため、内示が出るまで市の予算を組むことが難しいことがある。</p> <p>○同一の施設に対する補助が省庁の縦割りにより非効率に運営されている実態があることから、所管庁を一元化することに賛同する。</p> <p>○認定こども園建築の場合、厚労省の保育所等整備交付金と文科省の認定こども園施設整備交付金を活用することになる。内閣府の交付金として一本化することにより、面積按分等が必要となり、交付申請及び実績報告の間の業務負担の軽減が図れる。</p> <p>○1. 認定こども園において、補助対象を保育と教育で分け、さらに按分率や基準額、報告書類等が異なることで、一層、制度を複雑化しており、補助事業者が市を通して園に提出する交付金に係る提出資料について、保育と教育の判断基準が理解しづらいため、市に多くの問い合わせがある。また、市が確認する際にも、保育と教育の判別がつかない場合には、文部科学省と厚生労働省の両方に内容を確認することがある。</p> <p>2. 省庁ごとに、要綱とその改正時期、通知の内容が異なることに加え、問い合わせや書類の提出先も複数であるため、複雑化と事務作業の煩雑さが発生している。</p> <p>○ 厚生労働省と文部科学省の両方に協議を行っている現状において、業務の重複のみならず、保育所機能部分と教育機能部分の按分作業が負担となっている。特に、両省で適用が異なる事務(財産処分の考え方、2か年事業における端数処理の方法、災害復旧事業における補助対象範囲等)は事業者の十分な理解を得難く、複雑さに伴う誤謬の修正作業も膨大となっている。</p> <p>交付金の一本化が実現すれば、行政及び事業者の大幅な事務削減が期待でき、交付金の適切な活用にも資するものと思料する。</p> <p>○老朽園舎の建替えや大規模修繕において、事務が煩雑</p> <p>○認定こども園の新増設に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告を提出する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。</p> <p>文科省分の交付金については度々園に基づき間接補助、厚労省分の交付金については法律に基づき直接補助となっており、両省で交付金の流れが違うことで、市町村が交付申請を都道府県と園に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。</p>	認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼児の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図っていただきたい。 今後更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。 なお、間接補助となっている認定こども園施設整備交付金については、都道府県と法人間の補助事業もあるため、市町村への直接補助への変更は困難であると考えられる。	事務手続きについては、一定の負担軽減を図っていただいているところであるが、認定こども園に係る施設整備の事務手続きにおいては、同一の施設整備に対して、別々の省庁から直接補助と間接補助という方法により2種類の交付金が交付されていることにより、統一かつ迅速な対応ができないなどの問題が現在も生じている。 このたびの提案は、法人・地方公共団体の事務手続きの負担軽減と安定的な財源確保による円滑な施設整備に繋がることの認識で提案を行ったものであるため、事務負担の軽減に加え、関係府省から「内閣府への一元化」に対する見解についても伺っていただきたい。 なお、都道府県と法人間の補助事業もを行っている認定こども園施設整備交付金の整備事業のメニューについては、内閣府への一元化の際に補助スキームの検討ができるものと考えるのでご検討いただきたい。									
209	B	地方に 対する規制 緩和	医療・福 祉	新制度未移行幼稚園の利用者が月途中で転園する転居をした場合、毎月1日を基準日とし、月単位での施設等利用給付費の支給を可能とする。	新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せず市町村がまたがる転居をした場合、毎月1日を基準日とし、月単位での施設等利用給付費の支給を可能とする。	「子育てのための施設等利用給付」に係る認定に当たっては、「月」単位ではなく、「日」単位での認定となる。新制度未移行幼稚園の利用者が、月の途中で他市町村へ転出した場合、改めて転出先の市町村が認定のうえで施設等利用費を支給する必要があるが、転出前後の支給額は日割り計算により算出するため、転出があった場合、その月の当該幼稚園の行事等に伴う日曜日や祝日等の開園状況やその振替による平日の休園等を確認し、転出前後のそれぞれの日数に応じて算出する必要がある。また、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年3月5日版)5-29」において、国は日割り計算を共通した法則のもとで実施することにより市町村間の日割り計算に係る連絡調整は不要としているが、転出前後の市町村で過給付を防止するため、確認の必要がある。したがって、月の途中の市町村間の転入に伴う日割り計算の事務の軽減のため、在園しながら転出した場合は、「日」単位ではなく、毎月1日を基準日として、基準日に居住する市町村が当該月に係る施設等利用費の全額を支給する取り扱いを認め、事務の簡素化を図っていただきたい。	住民の利便性の向上・事務負担の軽減	子ども・子育て支援法、「子ども・子育て支援法」の施行に伴う留意事項等について(通知)(令和元年9月13日)第3の1の(3)、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ	内閣府、文部科学省、厚生労働省	豊橋市、蒲州市、新城市、田原市	滝沢市、郡山市、須賀川市、川越市、蓮田市、相市、目黒区、高崎市、浜松市、京都市、西条市、西条市、鹿児島市、指宿市	<p>○保護者からの転居の申し出遅れにより認定期間に空白を生じるケースや、特に転居元の自治体となった場合に認定取消通知書の発行が転居後とない相手方の転入手続きに間に合わないケースなどが生じており、月途中の転出入において切れ目なく給付を実施するためには自治体の事務負担が大きいと考える。</p> <p>○未移行の幼稚園に通園している児童の転園を伴わない転入において、市区町村で住民異動の把握を滞りなくしておかないと、市区町村間の請求内容に過誤が生じる可能性があり、業務処理が更に複雑化する。当市ではシステムで住民異動の情報が導き出せないで毎見通金庫の住居異動照会を行っている。この作業が事務負担となっているため、月の初日を籍で月単位の給付費の支給を可能にしたい。</p> <p>○当市も同様に市町村間の確認作業等に時間を要していることから基準日を設けることにより、事務の負担軽減に資するものと考えられる。</p> <p>○当市でも同様の事例が出ており、特に年度末の転入が多く、年度末の事務の煩雑さに加え、広域利用により事務量が増加する。全国統一で毎月1日を基準日とすれば、日割り計算する必要もなく、未移行幼稚園及び市町村の事務負担の軽減につながる。</p> <p>○転入の事業が把握できるが事後であることが多いため、その都度精算することとなる。その際の日割り計算については内閣府が示すFAQで見解が示されているものの、その運用や開所日に関する考え方については地域毎、市区町村毎に異なっており、その調整に手間取っている。また、複数市から利用を受け入れている施設ではそれぞれの運用方法に従わねばならず、事務が煩雑となっている。また、日割り計算とすることで、10円未満が切り捨てとなることから、ひと月丸々在籍しているにも関わらず、その月の施設等利用費を満額給付を受けることが出来ない。</p> <p>【当市の現状】 ■転入(日割り計算)発生件数 例月(5、6、9、10、12、2月)：少なくとも、それぞれ5件程度 夏季・冬季休業(7、8、12、1月)：それぞれ20件程度 年度末、年度当初(3、4月)：40件程度 ■1件当たりの処理時間 既存園：2時間程度 / 新規対象園：最低3時間程度(制度の説明、今後の手続きも含めての対応となるため) ■所要時間 ①例月：5件×2時間×6か月＝少なくとも60時間程度 ②夏季・冬季休業：20件×2時間×2(夏・冬)＝少なくとも80時間程度 ③年度末、年度当初：40件×2時間＝少なくとも80時間 ④年間(＝①+②+③)：少なくとも220時間 ○住所変更は転入後14日以内に手続きをすることとされており、転入日・転入日の確定は住所異動が生じた事後に判断する。そのため、転入日以降の転入届出日以降に転入先市町村では施設等利用給付認定申請を受けると、認定開始日を申請日より遡及しない旨の国の取り扱いによると転入日と認定起算日が一致するとは言い難く、転出先市町村と転入先市町村の双方で認定終了日と認定開始日を確認しなければならない。 転出先市町村及び転入先市町村の双方で転入・転入の実と保護者の申請状況を確認し、転入先で申請がなされていない場合は案内や施設への情報提供などの調整を都度行う必要がある。また、未移行幼稚園の場合はその月の開園日を算定したうえで日割り算定を行う必要があり、さらに施設等利用費を作業費請求した翌月に転入・転入の実事確認ができた日割り算定の差額調整を行うなど、市町村及び施設の事務負担は大きい。 施設等利用費が月上限額を単位としていること、教育・保育給付認定の自治体向けFAQでは市町村間での調整があった場合は月割りの取り扱いが可能と示されていることなどからも、月の1日の基準日として月割りで算定する取り扱いを可能としていただきたい。 ○子育てのための施設等利用給付が日単位での認定とされたことにより、年度途中転入者の施設等利用費の算出のため幼稚園へ開所日数の確認、重複給付をさせるため転入先自治体との調整業務、日割り金額算出後の検算作業など、事務負担が増大している。園児保護者にとっても認定日の遡及が出ないため、転入の届出後、速やかに認定の申請を行う必要があるなど不利益が生じやすい制度となっている。 月単位の認定に改正するなどし、事務の簡素化及び園児保護者の利便性向上を求めたい。当区において日割り計算が必要となる件数 月12件程度 ○特に年度末の異動について日割り計算とすると、結果的に対象者への給付の遅れの原因となる。</p>	住民サービスは居住地自治体が負担することが一般的であり、国費は結果的に変わりがないとしても、その原則を変更する必要があるかは慎重な検討が必要と考えている。例えば、1日しか居住していない自治体が30日分の業務・費用を負担することのアンバランスさを踏まえ、単に月の初日を基準にするのは不適当と考えられる。 幼児教育・保育の無償化は昨年10月から開始されたもので、本手続もそれに伴い無償化に係る市町村業務を検討する会議(全国市長会、全国町村会推薦の12自治体カンパニー)における検討を経て、現行の取扱いとなっている。 ただ、本提案と同様の転入の際の認定の空白の問題については当該会議でも既に議論となっており、空白を生じさせないための事務の留意事項を通知する方向で検討しているところであり、まずは当該通知を発出して対応したい。また、転入時における住民票部局との連携についても認定の空白を生じさせないための課題となっており、その点についても自治体に通知する本論点については、当該会議においても引き続き検討していく予定である。	今回の提案は、関係自治体間で合意した場合における月割り計算による給付の認容を求めるものであり、日割り計算による給付からの全般的な月割りによる給付への移行を求めるものではないことから、月割り計算の取り扱いについてご検討いただき、お認め願いたい。									

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内 容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【徳島県】 厚生労働省所管の補助金(例:保育対策総合支援事業費補助金)においては、都道府県及び市町村への直接補助が可能な事業もある。</p> <p>したがって、認定こども園施設整備交付金についても、都道府県と法人間の補助事業(都道府県直接補助)に加え、市町村と法人間の補助事業(市町村直接補助)を実施することも可能でないかと考える。</p> <p>【茨木市】 更なる事務の簡素化に向けて取り組んでいただきたい。</p> <p>【大阪府】 回答いただいている対応により、事務負担の軽減は一定進んでいるとはいえるが、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた補助金の一元化等という提案に対する回答としては、不十分と考える。</p> <p>申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急な対応をお願いしたい。</p> <p>【熊本市】 事前協議以外の様式が統一されていないことや、書類の作成方法や地方債充当率、本体工事費などの加算について両省で考え方が異なることにより事務処理や予算積算が煩雑となっているため、様式の統一等の事務負担の軽減に加えて、認定こども園に対する交付金を一本化していただきたい。</p>			<p>施設整備交付金の一本化にあたっては、組織や人材、予算等の面で大幅な見直しが必要であるなど、課題があるものとする。</p> <p>認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼児の按分方法の明示化 等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。</p> <p>今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。</p> <p>今後は更なる認定こども園施設整備交付金については、都道府県と法人間の補助事業もあるため、市町村への直接補助への変更は困難であるとする。</p>	<p>【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 【措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)】 また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、厚生労働省)</p>	周知	令和3年3月に都道府県に連絡済	認定こども園に係る施設整備の事務手続における事務負担を軽減するため、実績報告書の様式の一部を統一するとともに、入力補助機能を付加した。 (令和3年3月メールにて連絡済)		
<p>【川越市】 「子育てのための施設等利用給付」については、在園したまま市区町村が変更したとしても、保護者が園に住所異動をしたことを伝えずにいることがある。そのような場合、転出元の自治体で給付費の支払いを行うにあたり、資格を確認すると既に転出していて、そのことを園に伝えたとしても、既に転出してから日が経過していることから、転出先の自治体で遡及しての認定が受けられず、認定空白期間が出来、保護者が支払いをしなくてはいけなくなるケースがある。</p> <p>「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年3月5日版)5-57」において、卒園児に係る3月の月途中については、認定期間の重複がないよう調整する必要があるものの、転出元自治体でも支給は可能であるとされている。保護者側、園側、自治体側全てにおいて月割りにて処理することにより負担が軽減されることになる。</p>		<p>○新制度未移行幼稚園を利用した場合における施設等利用給付については、月割りにする方向で整理・周知したいとの説明があったが、早急な対応が必要であり、今後のスケジュールについて示していただきたい。</p> <p>○認可外保育施設等、施設等利用給付の対象となる新制度未移行幼稚園以外の施設や預かり保育事業等についても月割りとするのが可能か検討いただきたい。</p>	<p><新制度未移行幼稚園について> 新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転居をした場合の当該月の施設等利用給付の支給について、教育・保育給付と同様に、当該市町村間で調整がついた場合には、月割りの取扱いと差し支えない旨を「幼児教育・保育の無償化に関するFAQ」に追加し、なるべく早期に、遅くとも10月中には各自治体にお示しする方向での対応を予定している。</p> <p><新制度未移行幼稚園以外の施設・事業について> 認可外保育施設等、施設等利用給付の対象となる新制度未移行幼稚園以外の施設・事業については、新制度未移行幼稚園とは限らず、地方自治体において利用実態を個別に確認する必要があること、②特に認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の4施設・事業については、制度上、月額3.7万円の上限額の範囲内において、複数サービスの利用が可能となっており、その観点からも個別の利用実態の確認が求められることから、施設・事業の性質上、また施設等利用給付の制度上、新制度未移行幼稚園と同様に扱うのは困難であるとする。</p> <p>また、本年7月に市町村業務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の12自治体がメンバー)に、本件についてお話しした際にも、新制度未移行幼稚園については、月割りの運用も可能であると思うが、施設等利用給付すべてにおいて月割りを可能とすると、かえって調整事務が増大してしまい事務の負担軽減と逆行する形になるとの意見も複数提起されており、現場の声という観点からも慎重な検討が必要であるとする。</p>	<p>【文部科学省】 (8)子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)子育てのための施設等利用給付(30条の2)について、施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)が、その小学校就学前子ども(30条の4第1項)の利用する特定子ども・子育て支援施設(7条10項1号から3号の施設に限る。)を変更せずに月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合に、関係市町村間の調整により、月割りによる給付が可能であること等を地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ2020年10月30日版)】 (関係府省:内閣府、厚生労働省)</p>	事務連絡等通知	令和2年10月30日 「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ[2020年10月30日版]」において、同一園在園中の転出入のケースで、当該市町村間で調整がついた場合には、教育・保育給付と同様に月割りの取扱いと差し支えないことを周知。	令和2年10月28日 「転出入時における事務手続の円滑化に向けた住民基本台帳担当部局との連携の強化について(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡通知)」において、転出入時における給付認定が円滑に行われるよう住民基本台帳担当部局との連携等についてを周知		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
222	B	地方に対する規制緩和	その他	「高等学校等就学支援金の支給に「生活保護関係情報」の取得を可能とすること。	【現行制度】 「高等学校等就学支援金」は、高等学校等に通う所得要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給する。法律に基づく制度である。 支給要件として、保護者等の住民税のうち市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合算額が50万7000円未満であること等が定められている。 受給資格の確認のため、当県ではこれまで保護者等の申請者に対して課税証明書の提出を求めていたが、マイナンバー法別表第二の項番113に基づき、マイナンバーを利用して、市町村長から地方税関係情報を取得することが可能となった。 【支障事例】 マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯、または無職無収入により住民税が非課税である方の情報の取得に支障が生じている。 上記の方については課税対象の所得がなく、特に生活保護受給世帯は、地方税法上、住民税が非課税とされていることから、住民税申告書を市町村に提出されない方がほとんどである。 結果として、市町村がこのような照会対象者の所得情報等を把握しておらず、地方税関係情報が未登録もしくは「Null」等で登録されており、所得要件を確認することができない。 そのため、当県では、上記の方については、住民税の課税額の確認のため、「生活保護受給証明書」、または「非課税証明書」の提出を求めており、申請者の負担となっている。 結果として、政府が推進する「デジタル・ガバメント」、そして、当県が推進する「ペーパーレス化」の実現の妨げとなっている。 本来は、地方税関係情報における副本登録に関して、全ての市町村に対して、未申告者及び無所得者に係る副本登録を徹底することの明確化を求めるべきと考えが、市町村への義務付けに類することや、すでに総務省において、都道府県を介して市町村へ、未申告者及び無所得者に係る副本登録を適切に実施するよう事務連絡が発出されていることから、左記の措置を求めるものである。	書類の添付が不要となり、申請者の負担が軽減され、住民サービスの向上に繋がる。 高等学校においては、事務職員による添付書類の不備・不足の確認、福祉事務所においては、受給証明書発行の必要がなくなるため、行政側の負担も軽減される。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項	デジタル庁、文部科学省、厚生労働省	埼玉県		青森県、福島県、須賀川市、栃木県、新潟県、新潟市、豊橋市、兵庫県、徳島県、高知県、鹿児島県	○高等学校の事務担当者とは短期間で申請された添付資料の確認が必要となることから、マイナンバーの利用ができることは必要である。 ○当県においても、マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯の課税情報の取得でエラーになるなど支障が生じている。そのため、申請者がマイナンバーを提出する場合であっても「生活保護受給証明書」の提出を求めており、申請者への負担が生じている。マイナンバーを利用した情報照会により「生活保護関係情報」を取得することで、申請者及び行政側の負担を軽減することができる。 ○当県においても、生活保護世帯が「Null」又は空欄で表示され、住民税の課税確認ができないため、「生活保護関係情報」の取得により、確認業務が軽減化できる。 ○当県においても、平成31年度からマイナンバーによる情報照会を開始しており、生活保護受給世帯、無職無収入等無申告による非課税者の地方税関係情報の取得に支障が生じている。 ○当県においても、「高等学校就学支援金」において、マイナンバーによる情報照会を行っており、地方税情報が未登録となっている申請者については、改めて税申告を行うか、課税証明書等の再提出を依頼しているため、本提案により、申請者、行政の負担軽減につながる可能性がある。	御指摘のとおり、高等学校等就学支援金の支給に関する事務においては、情報照会により「生活保護関係情報」を取得することができない状況であるが、これを改善することにより、申請者及び行政の負担軽減につながるものと考えられる。 このため、今後、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、関係府庁や支給権者である都道府県等と調整を行ってまいりたい。	提案の実現に前向きな回答をいただき、感謝を申し上げる。 今後は、申請者及び行政の負担軽減のため、早期に生活保護関係情報を取得できるよう対応をお願いしたい。 また、本県においても、受益者(申請者)が制度改正による効果(負担軽減)を得られるように国と協力していきたい。	
223	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して、生活保護情報の情報照会を行った場合において、生活保護情報(親権者)のマイナンバーに紐づけること。なお、親権者が不在の場合には、生徒本人のマイナンバーに紐づけること。	【現行制度】 「奨学給付金」は、高校生のある生活保護受給世帯等に対して、授業料以外の教育費(学用品等)を支給する制度である。 「奨学給付金」の給付単価を決定するにあたり、「奨学のための給付金交付要綱」に基づき、生活保護法に基づく生活扶助(高等学校就学費)の受給の有無を確認する必要がある。 そのため、当県ではこれまで生活保護受給世帯に対して、「生活保護受給証明書」の提出を求めてきた。 しかし、平成31年4月から、「マイナンバー法」及び「当県マイナンバー条例」に基づき、「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して生活保護情報を取得することが制度上では可能となった。 【支障事例】 生活保護法に基づく生活扶助の受給情報は、福祉事務所によって保護者に紐づいている場合と高校生本人に紐づいている事例がある。 この場合、「奨学給付金」申請者となる保護者から取得したマイナンバーを利用して福祉事務所に情報照会を行った場合、生活扶助の受給情報が確認できない。 そのため、当県では、現状においても、「生活保護受給証明書」の提出を申請者に求めており、申請者の負担となっている。 加えて、申請窓口の高等学校においても、事務職員による添付書類の確認や、不足書類の提出依頼などが必要となり、負担となっている。 結果として、政府が推進する「デジタル・ガバメント」、そして、当県が推進する「ペーパーレス化」の実現の妨げとなっている。 (参考)過去3年間 当県での生活保護受給世帯に対する「奨学給付金」支給件数 H29:1,652件 H30:1,626件 R01:1,421件	「奨学給付金」申請者から取得したマイナンバーを利用して、生活扶助の受給情報が一律照会できるようになる。結果として、受給証明書の添付が不要となり、申請者の負担が軽減され、住民サービスの向上に繋がる。 高等学校においては、事務職員による添付書類の不備・不足の確認、福祉事務所においては、受給証明書発行の必要がなくなるため、行政側の負担も軽減される。	奨学のための給付金交付要綱別表、生活保護法第36条	文部科学省、厚生労働省	埼玉県		須賀川市、兵庫県、鳥取県、高知県	○当県においても、「奨学給付金」において、マイナンバーによる情報照会を行っており、生活扶助の受給情報が一律に照会できるようになれば、申請者、学校、福祉事務所、行政の負担軽減につながる可能性がある。	マイナンバー情報連携システム上は、生活扶助により就学等している者(以下、「生徒」という)を明確化できるよう、基本的には生徒が個人単位で登録されているものと承知している。このため、生徒本人のマイナンバーを合わせて取得することにより、現行においてもマイナンバーを利用した情報連携が可能である。 一方で、奨学給付金制度においては、親権者である保護者等(保護者等がない場合は主たる生計維持者等)の課税状況を確認することになっているため、現状は、給付事務において、生徒本人のマイナンバーは取得できないこととなっている。したがって、次年度の取扱いにおいて、生活扶助の受給情報が生徒本人に紐づいている場合には、生徒本人のマイナンバーを取得することも可能とする。 なお、生活保護制度においては、住民票上の世帯状況にかかわらず、同一の住居に居住し、生計を一にしている者を同一世帯と認定しており、かつ、同一世帯に属している者と認定されるものでも世帯の状況等を考慮し、法の目的を実現できないと認められる場合に世帯分離の取り扱いをしており、その結果、必ずしも親権者が生徒本人と同一世帯として保護の対象になるものではないことから、親権者のみのマイナンバーによって生活扶助の受給の有無を確認することとした場合、こうしたケースでは生徒本人の生活扶助の情報の確認が不可能である。	御提示いただいた対応では、支障を解消することは困難と考える。 生徒本人のマイナンバーを取得することを可能とすると、申請時には行政及び申請者とも生活扶助情報が紐づいている世帯員が判別できないため、生活扶助を受給していない生徒のマイナンバーを取得する可能性があり、不要なマイナンバーを取得してしまうことになりかねない。(マイナンバー法の趣旨に反する可能性がある。) また、不要なマイナンバーを取得しないために、親権者のマイナンバーで情報照会した結果、生活扶助の確認が取れなかった場合に、追加で生徒のマイナンバーを提出してもらい情報照会することは、審査期間の長期化につながり奨学のための給付金の支給時期が遅くなってしまい、申請者の負担の増加につながる。 さらに、生活保護世帯は、一般的に奨学のための給付金の他、「高等学校等就学支援金」を申請する。 本年の提案募集で、本県が「就学支援金事務」において親権者のマイナンバーを利用して生活保護情報を取得できるような提案したところ、提案の実現に前向きな回答をいただいている。 親権者に生活扶助情報が紐づけられる利点として、「就学支援金事務」で取得した親権者のマイナンバーを本事務でも活用することが可能となり、行政及び申請者の負担を軽減できることが見込まれる。 以上のことから、本県では親権者(世帯主)及び生徒本人のマイナンバーを取得することを可能とする措置について希望しない。 なお、生活保護法上の世帯分離の事例を挙げられているが、世帯主(親権者)と生徒本人(高校生)の世帯分離は、世帯主に稼働能力があるにもかかわらず、収入を得るための努力をしない場合等に認められる。極めて例外的な取り扱いであり、世帯分離を受けている事例はほほほほと考える。例外的な取扱いである世帯分離を理由に一律紐づけを行わないのは消極的な理由に過ぎない。申請者及び行政の負担軽減の積極的な実現を図るべきである。 今年度の「骨太の方針」において、申請書類の可能な限りの軽減を含め、デジタル化の加速が最優先課題と位置付けられている。 本提案もデジタル化を加速するものと考えている。行政(福祉・教育)、また申請者の負担軽減に資するよう、積極的な検討を求めたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
			高等学校等就学支援金の支給に関する事務において、マイナンバー制度による情報連携で「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、法改正に向け、関係省庁、支給権者である都道府県等と速やかに調整を進めていただきたい。	1次回答のとおり、今後、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、関係省庁や支給権者である都道府県等と調整を行ってまいりたい。	【厚生労働省】 (35)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)による高等学校等就学支援金の支給に関する事務(別表2の113)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。 (関係府省:内閣府、総務省及び文部科学省)	法律 省令 通知 事務連絡	法律:令和3年5月19日公布 省令:令和3年7月30日公布 事務連絡:令和2年12月22日、令和3年8月2日	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」(令和3年2月9日閣議決定)において行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正法案が第204回通常国会にて成立。 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等就学支援金の支給に関する事務について、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加。) 上記について、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において「生活保護関係情報」の取得が可能となる予定であることを、都道府県に事務連絡で周知(令和2年12月22日付事務連絡「高等学校等就学支援金等の令和3年度政府予算案について」)。 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立後に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって生活保護関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)を改正し内閣府から地方公共団体に周知した。 また、その旨を文部科学省から8月2日付事務連絡(デジタル改革関連法等の公布及び一部施行に伴う今後の高等学校等就学支援金支給事務等に関する運用の予定について)で地方公共団体に周知した。	
				生業扶助として支給される費用には、「高等学校等就学費」以外にも「生業費」、「技能習得費」等があり、親権者が「技能習得費」、生徒が「高等学校等就学費」をそれぞれ受けている世帯もあるため、それらの混同を避ける必要がある。このため、「高等学校等就学費」の情報について、親権者のみに紐付けすることは困難と考えられている。 また、親権者と生徒が別居をしている場合、生徒が「高等学校等就学費」を受給していても、親権者は生活保護を受給していないケースがある。この場合、親権者のマイナンバーでは受給状況を確認することが出来ないため、高校生等奨学給付金の認定においては、親権者ではなく生徒本人の状況を確認する必要がある。 こうした状況を踏まえ、「高等学校等就学費」のマイナンバー利用については、生徒本人のマイナンバーを用いて情報を照会する運用を寄実に行うため、厚生労働省においては、「高等学校等就学費」の情報の生徒本人への紐付けを確実にを行うよう各自自治体に周知し、文部科学省においては、高校生等奨学給付金について、生活保護世帯として申請をする場合は、マイナンバーで確認する場合であっても、生活保護受給証明書で確認する場合であっても、生徒本人の受給状況を確認するよう、手引き等を改めることとする。 なお、就学支援金事務において収集したマイナンバーカードの写し等はあくまで当該事務の手続きのために得られたものであり、奨学給付金事務に流用することは認められない(ただし、両事務の申請を、同じ窓口で同時に受け付ける場合において、あらかじめ利用目的を明らかにした上で両事務に兼ねるものとして収集することは可能。)	【文部科学省】 (15)高校生等奨学給付金 高校生等奨学給付金については、生徒本人の個人番号を用いて生業扶助(高等学校等就学費)の受給の有無を確認できることを明確化するため、「高等学校等修学事業費補助金(奨学のための給付金)等の手引き」(平26文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)を令和2年度中に改正する。 また、情報提供ネットワークシステムにおいて、当該生業扶助の受給情報を生徒本人に関する情報として登録されるよう促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)	○文部科学省 手引き改正 ○厚生労働省 事務連絡	○文部科学省 令和3年3月26日 ○厚生労働省 令和3年3月30日	○文部科学省 「高等学校等修学事業費補助金(奨学のための給付金)等の手引き」(平26文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)を改正し、生徒本人の個人番号を用いて生業扶助(高等学校等就学費)の受給の有無を確認できることを明確化した。 ○厚生労働省 「情報提供ネットワークシステムにおける生業扶助の副本登録に関して」(厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係府省)	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
226	B 地方に 対する規制 緩和	教育・文 化	史跡等購入費 国庫補助 費の活用 範囲の明確 化	「史跡等購入費国庫補助要項(以下「要項」とす)に基づいて補助を 受け取った史跡等 について、近年の大嵐による 倒木や獣による掘り起こし などから史跡等を守る(保存 するため)、保存を目的とした 財源を得るための史跡等の 活用の範囲について明らか にする。 現在の要項の第1項(趣旨) においては、「保存のための 史跡等の土地買上げ等に 要する経費について国が行 う補助」と定められている ため、これにより取得した 財源を活用して保存のため の財源とすることは、補 助金適正化法第22条に 定める「目的に反した使 用」にあたることとされて 認められない場合がある が、例えば史跡等の整備 上やむをえず生じた間伐 材・廃棄物を加工・販売等 することについては、「目 的に反した使用」にあ らず認められるものと考 えられる。法律上及び要 項上認められる史跡等の 活用の範囲が明らかにな れば、それに照らして文 化庁が「文化財保存活用 地域計画」等の認定過 程において自治体の行 う史跡等の活用の可否 を判断することができる ようになり、自治体が史 跡等の活用により自主 的に財源を確保すること が可能となることで、要 項が目指す「保存のため の目的」をより達成し やすくなる。	当市の史跡面積は、4.85平方キロで市の面積の約16% を占め、年間9,000万円の史跡保存のための費用(内3% が補助事業、それ以外は市単独費)を必要とし、市の財政 状況に大きな影響を与えている。	制度の柔軟性を促すことで、史跡保存のための財源を確保する作業に結びつけることができるとも、史跡に隣接する住民生活の安全性確保のための財源や来訪者が及ぼす住環境悪化を改善する取組への財源確保の道が開ける。 加えて、史跡保存活動として育ち始めた市民力で行う活動も意欲向上につながることも、史跡の保存活動によって生じた廃棄物の再利用を通して、ふるさと納税や史跡保存協力金などの寄付行為を媒介とし、活動への支援や活動に参画する市民の居場所づくりにもつながっていく。	文化財保存事業費関係補助金交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	文部科学省	太宰府市	宮城県、川越市、相模原市、鎌倉市、新城市、米子市、徳島市、福岡県、久留米市、柳川市、香川県、宮崎県	○近年の台風などによる大規模な倒木などが発生しているため、撤去などの処理が増加している。 ○当市の国指定史跡面積は、2.15平方キロで市の面積の約5.4%を占め、年間約1億6千万円の史跡保存のための費用(内59%が補助事業、それ以外は市単独費)を必要とし、市の財政状況に大きな影響を与えている。 太宰府市の提案のとおり、目的外使用の可否の判断を明確にしていいただき、公開活用における使用料など史跡保存における財源確保を図りたい。 ○当市も史跡の保存のために継続して国庫補助事業による史跡の公有化を進めて来ており、現在、22万㎡を超える広大な史跡地を管理している。適正な史跡管理のために経常的に発生する年間の管理費の確保、近年の厳しい財政状況の中で大きな課題となってきている。また、増加する大雨等の災害や、イノシシ等の獣害など、頻繁に発生する対処が必要な課題は、史跡地内にとどまらず、史跡地が原因となる周辺民有地への被害等も発生している。	「求める措置の具体的内容」で例示されている、「史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄物を加工・販売等すること」については、収益を史跡の管理費等に充当する場合は補助金適正化法上の目的に反した使用には当たらないものとして取り扱っていますが、類似のケースを含め地方公共団体によっては抑制的に解釈している場合もあるものと考えます。 一方で、地方自治体が置かれた歴史的・社会的環境によって多様な状況が想定されるため、一般化が難しいものについては可能な限り多くの具体例を提示していただきたい。その上で、個々の地方自治体が「活用可能な場合」に当たるかどうかの判断に迷う場合に、当該自治体の置かれた状況に寄り添って考えていただく方策(例えば、文化財保護法第83条の2に規定されている「文化財保存活用地域計画」の策定時にご確認いただくなどの方策)をご提示いただきたい。			
250	B 地方に 対する規制 緩和	教育・文 化	要保護児童 生徒援助費 補助金の対 象経費の算 定に係る就 学援助事業 対象者の判 断手法の明 確化	・要保護児童生徒援助費補助金(文部科学省)の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者の判断手法の明確化 ・本補助金の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者のうち、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の基準にかかると判断する 【現行制度の概要】 ・本補助金は、市町村が経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒(要保護児童生徒)の保護者に対して必要な援助(就学援助)を与えた場合、費用の一部を補助するものである。「現に生活保護を受けている世帯(被保護世帯)」の他、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」を対象とすることができる。 【支障事例】 ・昨今、子どもの貧困問題や生活困窮者自立支援への対応について社会的ニーズが高まっている。国庫補助金を活用して、より一層積極的な支援を行っていきたくと考え、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」にかかる適用条件について、文部科学省に見解を求めたところ、以下の内容でご教示いただいた。 対象となる世帯は、「不動産を所有している者については、不動産等の資産を処分したとしても生活保護の基準を満たしている者」、もしくは「不動産等の資産を所有していない者であること」の確認ができている者」である必要がある。 実際に、この基準に基づき判断するにあたり、不動産を所有していないことや、処分したとする場合の判断手法等について、疑義が生じる点もあるため、具体的に示していただきたい。 経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者への支援を行うことで、子どもの教育環境を保障する当該補助事業の趣旨を鑑みると、判断手法等についても、保護者へ過度な負担を求めることなく、また事務の簡便さも一定必要であると考ええる。	・昨今、子どもの貧困対策が求められているが、市の財政的な問題から、就学援助の支給拡充が困難な状況にある。基準にかかると判断手法が明確になり、基準に該当する者に対する就学援助に係る費用の一部について、本補助金として交付を受けることができれば、この分を就学援助の支給拡充に充てることが可能となる。	・教育基本法 ・特別支援教育就学奨励費負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱	文部科学省、厚生労働省	三田市	福島県、八王子市、相模原市、新潟市、春日井市、新城市、福知山市、徳島県、久留米市、熊本県	○当市における要保護児童生徒援助費補助金の申請にあたっては、「現に生活保護を受けている世帯」のみの申請を行っているところである。「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の基準が曖昧なため、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒に対して必要な援助(就学援助)を与えたとしても、その全ての対象者の資産状況等を調査する(提出を求める)ことは困難である。 ○過日、当市から京都府に当該対象者について問い合わせたところ、次のとおり回答を得た。「文科省においても明確な定義はしていないが、想定しているのは以下の2点である。 ア 生活保護を一時停止している世帯 イ 自治体として生活保護受給を打診しているが、何らかの事情で拒否するなどして申請をしていない世帯 これら以外にも該当しそうな事例があれば、その際に個別に相談いただきたい。」 よって、当市は不動産の有無等を判断材料としておらず、文科省が三田市へ回答した内容と齟齬が生じている。 対象者を明確にし、全国的に統一した見解を示すことを求める。 ○「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の判断が難しく、現時点で当該世帯はないが、準要保護認定者として判定している可能性がある。	要保護児童生徒援助費補助金交付要綱では補助対象事業を「市町村が、当該市町村に住所を有する児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者で生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者であるものに対して、…支給する事業…」と定めている。 「生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者であるもの」(「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」を含む)の判断手法は、生活保護法第19条に基づき、保護の実施機関が保護の要否を決定することである。また、「保護の実施機関が保護の要否を決定する際の判断方法と同様である」とであれば、生活保護の実施機関と同様の調査権限が就学援助の実施機関にもあることを明確に示していただきたい。同様の調査権限がなくとも判断できる基準、手法を具体的に示していただく必要があると考ええる。				

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【川越市】 史跡活用については多様な例示をいただくとともに、より柔軟な補助制度の充実を期待します。			○補助金適正化法上の「目的に反した使用」ではない管理行為により発生した副産物(間伐材等)を活用して得られた収益は、史跡の管理費等に充当しなくても、同法上問題ないのではないか。 ○史跡の管理費等に充当しなければならないのであれば、その理由を示すとともに、「史跡の管理費等」の範囲について、具体例を示しつつ明らかにすべきではないか。 ○間伐材等が「やむをえず」生じたものかを判断するための、考え方や留意点を明らかにすべきではないか。	(補助金適正化法の適用について) 史跡等購入費国庫補助事業により取得した土地において、管理・整備のために伐採等を行うことは、補助金適正化法第22条に規定する補助金等交付の目的に反した使用には当たりません。さらに、間伐材等土地から産した副産物であるため、同法同条に規定する「財産」に当たりません。このため、当該間伐材等を加工・販売する行為については、その収益の使途に関わらず、同法同条に規定する補助金等交付の目的に反した財産処分には該当しません。 (伐採等の妥当性について) 史跡指定地内の木竹の伐採等は、文化財保護法及びその施行令により、市町村教育委員会による現状変更の許可の対象となっています。当該許可を行うにあたっては、伐採等が史跡の管理・整備に必要な行為であるかどうかについて、当該史跡の保存活用計画で定める基準等により判断されるものと考えられ、当該許可を得て行われる行為であれば、基本的にその妥当性について問題はないものと考えられます。 (今後の対応について) 史跡等購入費国庫補助事業により取得した土地の活用可能な範囲については、具体例を交えながら、わかりやすく考え方を示していきたいと思います。 また、今回ご提案いただいた「文化財保存活用地域計画」の策定時に限らず、個別の文化財の「保存活用計画」の策定、各種会議や補助金業務等の各種事務手続きを通じて、日頃より都道府県・市町村の担当者や取り回しているところであり、ご不明な点があればいつでも御相談に乗ってまいりたいと思います。	5【文部科学省】 (11)史跡等購入費補助金 史跡等購入費補助金により取得した土地の活用については、以下の措置を講ずる。 -文化財保護法(昭25法214)125条に規定する現状変更等の許可を受けて行われる木竹の伐採等により得た収益の使途にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)22条に規定する補助金等の交付の目的に反した使用(以下この事項において「目的外使用」という。)には当たらないことを、全国会議を通じて地方公共団体に周知する。 【措置済み(令和2年11月26日・27日埋蔵文化財・史跡担当者会議)】 -上記のほか、史跡等購入費補助金により取得した土地の活用について、目的外使用に該当するか否かを地方公共団体が判断するに当たって参考となる事例を交えた質疑応答集を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。	会議を通じた周知事務連絡	令和2年11月26日・27日 令和3年3月22日	文化財保護(昭25法214)125条に規定する現状変更等の許可を受けて行われる木竹の伐採等により得た収益の使途にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)22条に規定する補助金等の交付の目的に反した使用には当たらないことについて、全国会議を通じて地方公共団体に周知(令和2年11月26日・27日埋蔵文化財・史跡担当者会議)。 地方公共団体に向けて、補助金適正化法の考え方に係る参考資料を送付(「補助金適正化法の考え方に係る参考資料の送付について」)(令和3年3月22日付け文化庁文化財第二課事務連絡)。	
【八王子市】 現に生活保護を受給していない者を要保護児童生徒費補助金の対象にするためには、生活保護法における保護の実施期間が要判定する際の判断基準と同様の基準で、保護を必要とする状態にあるかを判定する必要があることであるが、生活保護における判断基準と同様の基準で判定するためには、生活保護の開始時と同様に、資産の状況についての調査が必要になるものと考えます。 そこで、以下の事項について、その適否をお示しいただきたい。 また、いずれも不適の場合は、調査の手法について、具体的に教示いただきたい。 1 生活保護法第28条に基づく報告と同様に、対象者に通帳や保険証券等の資産に関する資料の提出を求めること 2 生活保護法第29条に基づく調査と同様に、銀行、信託会社等に対して照会し、報告を求めること 3 上記1・2の報告、調査を、保護の実施機関以外の機関等が行うこと 4 保護の申請がない者について、上記1・2の報告、調査を、保護の実施機関が行うこと 【福知山市】 「保護の実施機関が保護の要否を決定する際の判断手法と同様」とありますが、京都府を通して貴省庁から回答があったとおり、一時的に保護の基準を超過した世帯である保護世帯についても、経済的に不安定で支援が必要な世帯として補助金対象に含むという解釈でよいのか。	【全国市長会】 提案内容が、現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。		生活保護法第6条第2項の「要保護者」については、生活保護制度においては、申請保護の原則により、保護の申請を受けて保護の実施機関が調査を行い、「保護を必要とする」と判明した者を「要保護者」と認定し、保護を開始している。 一方、こうした調査権限は就学援助の実施機関には無く、「要保護者」に該当するか否かを判断することは困難であるため、必要に応じて福祉事務所の長等との連携を図るよう、毎年度通知しているところ。 なお、事業計画書の「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」欄は、事業計画書提出時には生活保護受給の有無が判明していない世帯があることが想定されるため、設けている欄である。 提案を踏まえ、今後は上記内容が明確となるよう事業計画書の様式見直しを行う予定。	5【文部科学省】 (12)要保護児童生徒援助費補助金 要保護児童生徒援助費補助金については、補助対象見込額の算定のため地方公共団体が提出する事業計画書の記載方法が明確となるよう、令和3年度事業から事業計画書の様式を見直す。 (関係府省：厚生労働省)	様式変更	令和3年5月13日	「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」欄について、生活保護を申請する世帯の、生活保護受給が決定していない世帯の児童生徒について記入することを明記するなど事業計画書様式を見直し、見直し後の様式を令和3年5月13日に発出済み。「令和3年度要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)」に係る事業計画書の提出について(依頼)令和3年5月13日付け事務連絡)		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係府省)	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
256	B	地方に 対する規制 緩和	医療・福祉	幼児教育・保育の無償化に係る月割りの取扱いを可能とすること	現行では、幼児教育・保育の無償化に係るFAQ4-11において、「施設等利用給付認定の有効期間の始期を申請後初めて施設・事業を利用した日か認定日のいずれか早い方としており、認定開始日を認定の申請日より前に選定されている。また、FAQ7-16においては、「認定区間」に空白が生じることにより利用者の不利益につながらないよう、両市町村と在籍圏の緊密な連携によりすみやかな認定手続きをお願いします」ともされている。しかし、保護者の申請するタイミングによっては、認定期間に空白が生じることがある。例えば、児童の転園を伴わない転入の場合、申請手続きが転入日より後になり認定期間に空白ができ、保護者が実費で保育料を負担することになるといった事例が多い月で20件程度発生している。そのため、教育保育給付認定のFAQ-419のとおり「当該市町村間で調整がついた場合には、月割りの取扱い」とすることはできないか。	利用者の利便性向上に資する。	子ども・子育て支援法等、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」(令和元年9月13日)第3の1の(3)、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ	内閣府、文部科学省、厚生労働省	熊本市		滝沢市、郡山市、前橋市、高崎市、館林市、蓮田市、千葉市、柏市、豊橋市、京都市、大阪市、香芝市、西宮市、鹿兒島市、指宿市	<p>○同様の事例は月20件程度発生している。新2号を取得している新制度未移行幼稚園の利用者については、預かり保育や認可外保育施設の利用についても把握する必要がある。</p> <p>○転園を伴わない転入の場合は日割り計算により事務が煩雑になっており、月割りの取り扱いを認めていただきたい。</p> <p>○住所変更は転入後14日以内に手続きをすることされており、転出日・転入日の確定は住所異動が生じた事後に判明する。そのため、転入日以降の転入届出日以降に転入先市町村では施設等利用給付認定申請を受けると、認定開始日を申請日より遅い旨の園の取り扱いはよる転入日と認定計算が一致するとは言い難く、転出先市町村と転入先市町村の双方で転出・転入の事実と保護者の申請状況を確認し、転入先で申請がなされていない場合の案内や施設への情報提供などの調整を都度行う必要がある。また、未移行幼稚園の場合はその月の開園日を算定したうえで日割り算定を行う必要がある。さらに施設等利用費を代理受領請求した翌月に転出・転入の事実確認ができた日割り算定の差額調整を行うなど、市町村及び施設の手務負担は大きい。</p> <p>施設等利用費が月上開額を単位としていること、教育・保育給付認定の自治体向けFAQでは市町村間で調整がついた場合は月割りの取り扱いが可能と示されていることなどからも、月の1日の基準日として日割りでの算定とする取り扱いを可能とさせていただきたい。</p>	住民サービスは居住地自治体が負担することが一般的であり、国費は結果的に変わりがないとしても、その原則を変更する必要があるかは慎重な検討が必要と考えている。幼児教育・保育の無償化は昨年10月から開始されたもので、本手続もそれに伴い無償化に関する市町村実務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の12自治体カンパニー)における検討を経て、現行の取扱いとなっている。ただ、本提案と同様の転出入の際の認定の空白の問題については当該会議でも既に議題となっており、空白を生じさせないための事務の留意事項を通知する方向で検討しているところであり、まずは当該通知を發出して対応したい。また、転出入時における住民票部局との連携についても認定の空白を生じさせないための課題となっており、その点についても自治体に通知する方向で検討している。本論点については、当該会議においても引き続き検討していく予定である。	転出入の際の認定の空白を生じさせないための事務の留意事項について、どの様にお考えなのか具体的に示し頂き、通知の發出も早急をお願いしたい。住民票部局との連携については、各自治体の意見も踏まえながら早急にご検討いただき、通知の發出をお願いしたい。	
257	B	地方に 対する規制 緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園が行う施設整備事業に対する交付金の一本化等	幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省(保育所等整備交付金)、教育機能部分は文科省(認定こども園施設整備交付金)からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。1つの事業に対して、2つの業務を行わなければならないため事務負担が大きくなっている。	交付金が一本に統一されることで事務負担が大幅に軽減され、行政の効率化に資する。	児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	熊本市	北海道、旭川市、八戸市、盛岡市、滝沢市、宮城県、郡山市、いわき市、須賀川市、栃木県、前橋市、高崎市、千葉市、八王子市、神奈川県、川崎市、新潟市、長野県、浜松市、豊橋市、大山市、福沢市、京都府、大阪府、奈良市、兵庫県、神戸市、西宮市、香芝市、徳島県、西条市、長崎市、鹿兒島市、指宿市、沖縄県	<p>○当市の特定・教育保育施設97施設のうち88施設が認定こども園であり、近年はほとんどの施設整備で事業費の複雑な按分計算や各種書類の二重作成が必要となっている。これらの事務負担は、市から国(県)への申請事務に加え、事業者から市への申請事務においても同様であることから、一本化による負担軽減効果は大きい。</p> <p>○災害時など、被災した施設が認定こども園だった場合、保育所部分は厚生労働省が、幼稚園部分は文部科学省が災害認定に入ることになり、所轄庁が分かれることで手続きが煩雑になる。</p> <p>○施設整備に係る補助は、施設種別によって、所管省庁が分かれ、所管毎の補助制度で補助額を算出しなければならない。</p> <p>特に、認定こども園における補助額の算出において、煩雑な按分計算を求められること、また交付金が統一されていないことにより、各所管で見解が異なる場合、一方の所管では補助対象だが、他方の所管では補助対象外となる場合があり、事務の煩雑化や補助事業者への理解が得られにくい現状がある。よって、交付金が内閣府等に統一されることにより、事務の効率化や事業者への理解も得られやすくなる。</p> <p>○当市における施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○様式の統一化図られたが、2省への申請は残されており、また対象となる事業に差があり、空欄の新設について、厚生労働省の保育所等整備交付金では、認められて、文部科学省の認定こども園整備費補助金では認められないという状況があるため、質疑事項について、2省庁にしなければならず、手続きに時間を要することになる。円滑な事業実施のために判断の統一を図ることで、課題が解決される。</p> <p>○当市においても幼保連携型認定こども園が立地しており、各施設の機能部分において申請を分けることは相当の事務負担が発生することが懸念される。</p> <p>○当市では、事前協議の際は異議を以て同じ書類を提出し、一度の申請で済むが、交付申請や実績報告については、左記と同様に別々の所管へ別々の書類を提出するため、事務負担が非常に大きく、煩雑な手続きを要す。また、幼保連携型認定こども園における整備の場合、特殊付帯工事の取扱い(計算方法)が非常に複雑であり、県に照会しながら事務を進めている状況であるため、事務処理に多大な時間を要す。</p> <p>「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」事業にあたるかの判断が厚生労働省と文部科学省で違うケースがあるため、内示が出るまで市の予算を組むことが難しいことがある。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金と厚生労働省と文部科学省に重複した内容の多い申請書類を提出する必要があり、また、それぞれに厚労省分(保育所分)と文科省分(幼稚園分)の事業費を按分し経費を算出することから、事務処理に負担が生じている。</p> <p>○当市においても、幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省(保育所等整備交付金)、教育機能部分は文科省(認定こども園施設整備交付金)からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。1つの事業に対して、2つの業務を行わなければならないため事務負担が大きくなっている。</p> <p>○同一の施設に対する補助が省庁の縦割りにより非効率に運営されている実態があることから、所管庁を一元化することに賛同する。</p> <p>○認定こども園建築の場合、厚労省の保育所等整備交付金と文科省の認定こども園施設整備交付金を活用することになる。内閣府の交付金として一本化することにより、面積按分等が不要となり、交付申請及び実績報告の際の業務負担の軽減が図れる。</p> <p>○1. 認定こども園において、補助対象を保育と教育で分け、さらに按分率や基準額、報告書類等が異なることで、一層、制度を複雑化しており、補助事業者が市を通して園に提出する交付金に係る提出資料について、保育と教育の判断基準が理解しづらいため、市に多くの問い合わせがある。また、市が確認する際にも、保育と教育の判別がつかない場合には、文部科学省と厚生労働省の両方に内容を確認することがあるため、事務負担が大きくなっている。</p> <p>2. 省庁ごとに、要綱とその改正時期、通知の内容が異なることに加え、問い合わせや書類の提出先も複数であるため、複雑化と事務作業の煩雑さが発生している。</p> <p>○県内の事例でも同様の不便がある。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省の双方に協議を行っている現状において、業務の重複のみならず、保育所機能部分と教育機能部分の按分作業が負担となっている。特に、両省で運用が異なる事務(財産処分の考え方、2か年事業における端数処理の方法、災害復旧事業における補助対象範囲等)は事業者の十分な理解を得難く、煩雑さに伴う誤謬の修正作業も膨大となっている。交付金の一本化が実現すれば、行政及び事業者の大幅な事務削減が期待でき、交付金の適切な活用にも資するものと思料する。</p> <p>○1つの事業に対して、同一の協議を2ヶ所へ行うことは、負担が大きく、交付金の一本化を求める。</p> <p>○ 幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所相当部分と幼稚園相当部分の区分をなくし、窓口を一本化するにより、同一の内容で2か所に協議・申請する手間や、煩雑な按分計算、修正が生じた際の調整連絡等が不要となり、事業者、自治体の事務の効率化に資する。本提案は、新制度開始時より多数の自治体が求めているものであり、早急に改善を図りたい。</p> <p>○認定こども園に係る施設整備交付金の一元化により、自治体、補助事業者双方において、交付申請等に係る事務の省力化、効率化が図られることから制度改正が必要である。</p> <p>○老朽園舎の建替えや大規模修繕において、事務が煩雑</p> <p>○認定こども園の新増改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとつて事務負担が大きい。</p>	認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図っていただきたい。 今後とも更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていただきたい。	事前協議以外の様式が統一されていないことや、書類の作成方法や地方備充当率、本休工事費などの加算について両省で考え方が異なることにより事務処理や予算積算が煩雑となっているため、様式の統一等の事務負担の軽減に加えて、認定こども園に対する交付金を一本化していただきたい。		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
			<p>○新制度未移行幼稚園を利用した場合における施設等利用給付については、月割りにする方向で整理・周知したいとの説明があったが、早急な対応が必要であり、今後のスケジュールについて示していただきたい。</p> <p>○認可外保育施設等、施設等利用給付の対象となる新制度未移行幼稚園以外の施設や預かり保育事業等についても月割りとすることが可能か検討いただきたい。</p>	<p>転出入の際の認定の空白を生じさせないための事務の留意事項については、「幼児教育・保育の無償化に関するFAQ」に追加し、なるべく早期に、遅くとも10月中には各自治体にお示しする方向で検討している。その考え方については現在、検討中であるが、例えば、施設等利用給付認定を取消す場合である。子ども子育て支援法第30条の9第1項第2号の「当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき」を、転出届が提出された日ではなく、転入先市町村に転入届が提出された日とし、転出元自治体は転入先自治体に転入届提出日を確認し、提出日に合わせて転出元自治体における認定の取消しを行うことなどを例示するといったことが考えられる。住民票部局との連携に関する事務連絡については、市町村実務を検討する会議でいただいたご意見も踏まえながら、なるべく早期に、10月中をめどに各自治体へ発出する方向での対応を予定している。</p>	<p>【5】(文部科学省)</p> <p>(8)子ども子育て支援法(平24法85)</p> <p>(4)子育てのための施設等利用給付(30条の2)について、施設等利用給付認定保護者(30条の3第3項)が、その小学校就学前子ども(30条の4第1項)の利用する特定子ども・子育て支援施設(7条10項1号から3号の施設に限る。)を変更せずに月の途中で他の市町村(特別区を含む。)以下この事項において同じ。)に転居した場合に、関係市町村間の調整により、月割りによる給付が可能であることを地方公共団体に通知する。</p> <p>【措置済み(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向け【FAQ2020年10月30日版】】(関係府省:内閣府、厚生労働省)</p>	<p>事務連絡等通知</p> <p>令和2年10月30日 「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2020年10月30日版】」を发出。</p> <p>令和2年10月26日 「転出入時における事務手続の円滑化に向けた」を发出。</p>	<p>「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2020年10月30日版】」において、転出入の際の空白を生じさせないための事務の留意事項を入れるとともに、同一園在園中の転出入のケースで、当該市町村間で調整があった場合には、教育・保育給付と同様に月割りの取扱いとしても差し支えないことを周知。</p> <p>転出入時における事務手続の円滑化に向けた住民基本台帳担当部局との連携の強化について(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡通知)において、転出入時における給付認定が円滑に行われるよう住民基本台帳担当部局との連携等についてを周知</p>		
<p>【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【八王子市】 現在の補助金は、認定こども園を新設する場合には、補助対象経費を幼保で按分した割合により補助金が交付されるものの、既存の認定こども園で教育部分と保育部分の施設整備区分が異なる場合には、按分により一方の補助金額が正しく計上されないケースがあり、制度上の不備を抱えている。このため、適正な補助金額が交付されるように制度の見直しを求める。なお、按分方法についても示されているが、内容が煩雑で分かりづらく、事業者の理解が難しい補助金制度となっている。とりわけ幼保連携型認定こども園については、本来、教育と保育を一体となって実施する施設であるにもかかわらず、補助対象経費を幼保で分断して算出することは、施設の性格を考慮しても妥当な仕組みであるとはいえない。よって、改めて幼保連携型認定こども園の施設整備事業に対する交付金の一本化を求めるものである。</p> <p>【高崎市】 事前募集や内示時期の統一化、協議様式の統一化によって多少の負担軽減は図られたが、統一様式でも2つの協議書類を作成しなければならず、未だ多大な事務負担が残っている。また、交付申請や実績報告様式は統一されておらず、依頼の時期も異なるため、事前協議以上に負担を感じている。厚労省と文科省の双方に協議を行うこと自体が、一連の事務を煩雑にしている根本的な原因であることをご理解いただき、解決に努めていただきたい。</p> <p>【茨木市】 更なる事務の簡素化に向けて取り組んでいただきたい。</p> <p>【大阪府】 回答いただいている対応により、事務負担の軽減は一定進んでいるとはいえ、支障事例(商省へ理出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた補助金の一元化等という提案に対する回答としては、不十分と考える。申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急な対応をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 幼保連携認定こども園の施設整備交付金については、待機児童対策や子育て支援の重層的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、施設整備交付金の一本化などを進めること。</p>	<p>施設整備交付金の一本化にあたっては、組織や人材、予算等の点で大幅な見直しが必要であるなど、課題があるものとする。</p> <p>認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 <p>今後更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。</p>	<p>【5】(文部科学省)</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。</p> <p>【措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局表通知)】</p> <p>また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を俾る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省:内閣府、厚生労働省)</p>	<p>周知</p> <p>令和3年3月に都道府県に連絡済</p>	<p>認定こども園に係る施設整備の事務手続における事務負担を軽減するため、実績報告書の様式の一部を統一するとともに、入力補助機能を付加した。</p> <p>(令和3年3月メールにて連絡済)</p>				